

利用規程 別表

コープふくしまのコープカード「ブルー」またはコープカード「オレンジ」の組合員様が、宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)・生協灯油などを掛売り(口座振替)でご利用していただく場合の利用規程です。
ご利用いただくにあたっての諸規程の重要項目をまとめてありますのでご参照ください。

この規程は、2020年3月21日より適用 みやぎ生協発行



利用規程に関するお問合せ先

- みやぎ生協 ☎022-374-1273
- 経理部組合員課 ☎0120-22-1133
- 問合せ時間 午前9時30分～午後6時00分
(日曜を除く)

規程項目	コープカード「ブルー」保有組合員	コープカード「オレンジ」組合員(コープカード「ブルー」非保有)	
		宅配ご利用が1年超以上の組合員	宅配ご利用が1年以内の組合員
1.利用代金の締め・振替日及び 利用代金の支払い方法 ※ご利用にあたっては、口座振替登録が必須となります。	◆基本的には毎月月初め～月末までのご利用に対し、翌月27日の口座振替となります。 (月初めは毎月のカレンダー曜日回りで異なります。)	◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。 ◆口座登録中で登録が完了していない場合。 ①.コンビニ用払込票(ハガキ)がSMBCから郵送されます。 ②.ご利用明細書(兼請求書)とは別々に届きます。	◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。 (ご利用にあたっては口座振替が原則となります。) ◆口座登録中で登録が完了していない場合。(左記に同じ)
2.利用限度額に関する規程	◆最高50万円/30万円/20万円の3段階の利用制限。 (利用限度額の基準は日専連ライフサービスの審査状況により日専連で確定します) ◆ご利用状況により限度額は増減し変更されます。	◆最高50万円、ただし30万円/20万円/10万円 さらに利用不可の利用制限があります。(基準の詳細は8項を参照ください。)	◆ご利用開始から12ヶ月までのご利用限度額について。 ◇ご利用開始～3ヶ月まで:10万円 ◇3ヶ月～6ヶ月まで:20万円 ◇6ヶ月～12ヶ月まで:30万円 ◇12ヶ月経過後:50万円 ◆ただし、限度額10万円、ご利用不可の利用制限が条件により発生します。(基準の詳細は8項を参照ください。)
3.割賦規程	①.均等分割払い ◆分割回数:最長24回(2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回) ◆分割単位:1回支払額は3千円以上 ◆分割金利:月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%) ◆2回分割までは手数料ナシとなります。 ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。	◆分割利用限度額:10万円 ◆分割回数:最長24回(2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回) ◆分割金利:月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%) ◆2回分割までは手数料ナシとなります。 ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。	←左記に同じ ◆但し、ご利用開始3ヶ月までは分割利用不可とします。 ◆分割の場合はコープハンディクレジットでの契約となります。 (ご利用限度額5万円まで、日専連の審査あり)
	②.ボーナス払い ◆利用単位:1回支払3千円以上 ◆1回払い:手数料ナシ ◆2回払い:4% ◆取扱期間・支払日 1/初～6/末⇒6月27日・7月27日・8月27日 7/初～11/末⇒12月27日	◆利用単位:1回支払3千円以上 ◆1回払い:手数料ナシ ◆2回払い:4% ◆取扱期間・支払日 12/21～7/20⇒8月(5日) 7/21～12/20⇒1月(5日)	←左記に同じ ◆但し、ご利用開始3ヶ月まではボーナス一括でのご利用は不可とします。
4.高額商品ご利用時の支払い方法	◆コープハンディクレジット(日専連ライフサービス個別割賦)契約となります。 ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。	◆コープハンディクレジット(日専連ライフサービス個別割賦)契約となります。 ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。	◆利用開始から12ヶ月までは高額商品のご利用は不可とします。 ◆12ヶ月間、口座振替不能が無い場合、以降、コープハンディクレジットのご利用が可能となります。
5.利用停止に関する規程	①.残高不足による 口座振替不能の場合 ◆振替不能2回でご利用の停止となります。(請求後翌々月15日まで入金が無い場合) ◆最終的なご利用停止の判断は日専連ライフサービス規程にて行われます。	◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合「利用停止」となります。 ※請求時残高(月賦残高含む)10万円以上の方 ⇒口座振替不能1回で同月19日まで入金がない場合、 同月21日の直近の週からご利用の停止となります。	◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合 「利用停止」となります。
	②.利用限度額オーバーの場合 ◆個人毎に定められている利用限度額に達したとき。	◆毎月20日、請求後の残高が、個人毎に定めた利用限度額に達した時、21日直近の週からご利用の停止となります。	←左記に同じ
	③.自動口座振替未登録の場合 (日専連ライフサービス規程に準じます)	◆口座が3ヶ月連続未登録となった時点でご利用の停止となります。	←左記に同じ
	④.生協判断による場合 ◆支払い等、本利用規程に違反する場合 ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合 ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合 ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合	◆支払い等、本利用規程に違反する場合 ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合 ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合 ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合	←左記に同じ
6.利用停止解除の条件	①.残高不足による 口座振替不能の場合 (日専連ライフサービス規程に準じます)	◆入金確認後、翌々週から注文書の配布を開始します。	←左記に同じ
	②.利用限度額オーバーの場合 (日専連ライフサービス規程に準じます)	◆毎月20日の残高が、個人毎に定めた利用限度額未満となった時、 21日直近の翌々週から注文書の配布を開始いたします。	←左記に同じ
	③.自動口座振替未登録の場合 (日専連ライフサービス規程に準じます)	◆自動口座振替依頼書の提出があり、経理部で口座登録後、 翌々週から注文書を配布いたします。	←左記に同じ
7.口座振替不能になった場合の支払方法	◆コンビニエンスストアで入金できる振込用紙が郵送されます。 (延滞損害金が加算されます。) ◆翌月15日までの入金となります。 ◆振込手数料は組合員様負担となります。 ◆コープふくしまへの入金は不可となります。	◆コンビニ用払込票が届きます。当月19日までににお支払下さい。 ◆請求金額には再請求事務手数料330円(税込)が加算されます。 ◆お支払できる窓口は、指定のコンビニエンスストア、及び、コープふくしま店舗受付 カウンターとなります。 ※口座振替不能回数により、履歴管理に移行し、当月19日までに入金されなかった場合、 「延滞管理」に移行します。その場合は払込取扱票が郵送されます。 (ゆうちょ銀行・七十七銀行用)	←左記に同じ ←コープふくしま店舗でのお支払は、19日の午後6時までに お願いいたします。
8.口座振替不能(残高不足)回数と 履歴管理及び利用限度額の変更について	◆口座振替不能が繰り返される場合、日専連ライフサービスの内規により 利用限度額が低減します。 ◆重度の未納等の場合、以降の宅配のご利用は不可となります。	◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、 コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり) ①.2ヶ月連続口座振替不能 利用限度額⇒30万円 ②.2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能 利用限度額⇒20万円 ③.2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能 利用限度額⇒10万円 ※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満になった時点で 利用再開となります。 ◆2ヶ月連続口座振替不能+3回目不能 ①.以降の宅配の利用は不可となります。 ②.店舗での現金での利用となります。	◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、 コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり) ①.2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能 利用限度額⇒10万円 ※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満に なった時点で利用再開となります。 ◆2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能 ①.以降の宅配の利用は不可となります。 ②.店舗での現金での利用となります。

※この宅配利用規程は、宅配(はん/個配・なかよし個配)でご利用の他に、灯油・アクアキラ・LPG・夕食宅配・コープのでんき等、ご利用の組合員様にも適用されます。